四街道市防犯カメラの設置及び運用に関する基準

（目的）

第１条　この基準は、市が行う防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーの保護及び個人情報の安全管理に基づく防犯カメラの適正な取扱いを図るとともに、安全で安心な市民生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　防犯カメラ　専ら犯罪抑止を目的として、特定の箇所に設置する継続撮影装置で、録画する機能を有する本体機器並びに画像データを再生又は保存するための電子機器で、専用回線により防犯カメラと接続されている構成機器をいう。

⑵　画像データ　防犯カメラにより録画された映像で、電子データ化されたものをいう。

⑶　公共の場所　公道その他不特定多数の者の往来に供する場所をいう。

（基本原則）

第３条　防犯カメラの運用に関する基本原則は、次のとおりとする。

防犯カメラは、撮影対象を公共の場所とし、個人のプライバシーを侵害するおそれのないよう稼働させなければならない。

（防犯カメラの設置）

第４条　防犯カメラの設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　防犯効果を発揮するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮の上、最小限の撮影範囲となるよう調整すること。

⑵　防犯カメラを設置しようとする箇所及びその必要性について、管轄警察署長と協議すること。

⑶　防犯カメラの設置箇所周辺の見やすい場所に、四街道市防犯カメラ設置標識（様式第１号）を掲示すること。

（管理責任者）

第５条　防犯カメラを適正に運用するため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

２　管理責任者は、防犯カメラに係る所掌事務を担当する所属の長とする。

（取扱担当者）

第６条　管理責任者は、防犯カメラ及び画像データを適切に取り扱わせるため、あらかじめ防犯カメラ取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定する。

２　取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び画像データを取り扱うことができない。

（画像データの保存）

第７条　管理責任者は、画像データの漏えい、紛失、き損、改ざん等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　画像データの保存期間は、録画日から概ね１週間とし、保存期間を経過した画像データの消去は、新たな画像データを上書きする方法により行う。

⑵　画像データの解析、識別又は加工ができないよう防犯カメラ（構成機器に限る。以下この条において同じ。）の機能に使用制限を加える。

⑶　防犯カメラは、施錠のできる保管庫にて保管するとともに、当該保管庫の鍵は管理責任者が管理する。

⑷　取扱担当者が、管理責任者の許可なく、記録媒体により画像データを持ち出さないよう防犯カメラにパスワードによる管理設定を行うとともに、当該パスワードは管理責任者が管理する。

⑸　前各号に掲げるもののほか、必要に応じ適切な措置を講ずる。

（個人情報画像の目的外利用及び外部提供）

第８条 法令等（条例を含む。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報画像を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合は、個人情報画像を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除き、個人情報画像を自ら利用し、又は提供することができる。なお、個人情報画像を提供する場合は、書面による申請のものに限るものとする。

⑴ 画像から識別される特定の個人の同意がある場合又は本人に提供する場合

⑵ 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため必要と認める場合

⑶ 実施機関が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で個人情報画像を内部で利用する場合であって、当該個人情報画像を利用することについて相当の理由がある場合

⑷ その他条例に基づく基準に適合すると認められる場合

（画像データの利用等）

第９条　管理責任者は、捜査機関等から画像データの利用申請を受けたときは、四街道市防犯カメラ画像データ利用申請書（様式第２号）の提出を求めるものとする。

２　前項に定める申請書の提出があったときは、取扱担当者は、管理責任者の指示に基づき、申請内容に該当する画像データの検索を行い、特定の上、当該画像データから必要と認められる範囲を検出するための再生確認の作業を行う。

３　取扱担当者は、前項に規定する作業の結果について管理責任者に報告しなければならない。

４　取扱担当者は、管理責任者の指示に基づき、対象画像データを記録媒体に複写するものとする。

５　画像は本事業に係る市の職員以外閲覧し利用してはならない。

（苦情等への対応）

第１０条　防犯カメラの設置又は運用に関し、苦情等の申出を受けたときは迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

（守秘義務等）

第１１条　防犯カメラ及び画像データの取扱いにより知り得た情報は、これを漏らしてはならない。

（補足）

第１２条　この基準に定めのない事項については、管理責任者及び取扱担当者が協議して定める。

附　則

この基準は、平成２４年１２月２１日から施行する。

　　附　則

この基準は、平成３０年３月１９日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年３月５日から施行する。

様式第１号（第４条第３項）

四街道市防犯カメラ設置標識

|  |
| --- |
| 防犯カメラ作動中  設　置　者  四 街 道 市 |
|  |

※（縦３０ｃｍ×横１０ｃｍ）

様式第２号（第９条第１項）

年　　月　　日

四街道市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
| （申請者） | 機関名等 |  |
|  | 代表者名 | 印 |
|  | 担当者名 | 印 |
|  | 電話番号 |  |

四街道市防犯カメラ画像データ利用申請書

四街道市が設置する防犯カメラの画像データの利用について、次のとおり申請

します。

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | □ 犯人検挙のため  □ 事後捜査のため  □ その他（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 防犯カメラ  設置箇所 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 防犯カメラ番号 |  |
|  |
| 対象画像データ | 年　　月　　日　　　　時　　分頃から  年　　月　　日　　　　時　　分頃まで |
| 特記事項 |  |

様式第３号（第９条第４項）

四街道市防犯カメラ画像データ検索簿

年　　月　　日作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検索指示者  (管理責任者) | 職名 | 氏名 |
|  |  |
| 取扱担当者 | 職名 | 氏名 |
|  |  |
| 検索指示年月日 | 年　　月　　日 | |
| 検索目的 | □ 犯人検挙のため  □ 事後捜査のため  □ その他（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 対象画像データ | 年　　月　　日　　　　時　　分から  年　　月　　日　　　　時　　分まで | |
| 防犯カメラ  設置箇所 |  | |
|  | |
|  | |
|  | |
| 防犯カメラ  番号 |  | |
|  | |
| 検索及び再生  確認結果 | * 対象画像データ【有】   （内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　）  □ 対象画像データ【無】  □ その他 | |
| 特記事項 |  | |